

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)				(法務省)			
事業名	法務省施設の耐震対策等		担当部局庁	大臣官房			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	施設課			
会計区分	一般会計		施策名	VII-14-(2) 施設の整備			
根拠法令 (具体的な条項も記載)			関係する計画、通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	刑務所などの矯正施設及び検察庁などの官署施設は、国の治安や国民の権利を確保するという使命を負っているところ、これらの法務省施設について、東日本大震災による災害の復旧工事を実施するとともに、同大震災のような災害が発生した場合に、その機能を維持することができるよう所要の整備を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づいて、①被災した矯正施設の復旧工事、②被災地における老朽庁の全体改築工事等及び③耐震改修及び老朽庁の全体改築等の事業を行うことにより、収容施設の倒壊等に伴う逃走等への国民の不安を解消し、庁舎等について耐震化など防災機能の強化を図るもの。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	24,801	662		1,292	26,755		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)			
	工事の完成 (業務の完了)	施設	①15 ②22 ③23		工事の実施 (業務の実施)	施設	①15 ②22 ③23
単位当たりコスト	① 29,719,866(円/施設) ② 29,018,272(円/施設) ③ 8,784,869(円/施設)	算出根拠		①予算額：445,798千円/施設数：15 ②予算額：638,402千円/施設数：22 ③予算額：202,052千円/施設数：23			
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「復興への提言」において「被災地や避難先において犯罪を防止する取組が行われるべきである」とされており、「基本方針」において「収容施設における耐震対策や防災対策を推進し、倒壊等に伴う逃走等への国民の不安を解消する」、「国の庁舎等について耐震化をはじめとする防災機能の強化を図る」とされている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				法務省施設は、治安の維持や国民の権利確保のために不可欠のものであり、震災による損壊等の復旧工事や、再び震災が発生する場合に備えて所要の整備を図ることは被災地にとっても有用である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				法務行政を継続して行うために実施される関係施設の復旧工事等であり、効果的な事業であると考えられる。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				被災施設の復旧工事や、将来の震災等に備えて、現行法令が要求する必要最低限の整備を実施するものである。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				刑務所等の法務省施設の整備を図るものであり、国が責任を持って発注すべきものである。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				本件事業は、法務省施設整備の一環として計画的に実施されるものである。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				予算措置がなされ次第、速やかに発注手続きに入り、その後の進行管理については、本省及び各施設等関係機関において適切に管理される。			